

# あなたのゲンキを支えます

# 国民健康保険



## 加入する人

職場の加入保険（社会保険・共済保険など）に加入している人や生活保護を受けている人以外はすべて国保に加入しなければなりません。ただし、一年間の収入が百

三十万円未満（六十歳以上の人や障害者年金の受給要件に該当する場合は百八十万円未満）であれば、ほかの保険制度の被扶養者になれる場合があります。三親等以内の親族が会社などに勤めている人は、自分の収入を確かめてみましょう。

## 国保の運営

国保の事業を運営するのは市町村で、これを保険者といいます。保険者は、国保に加入している皆さんから納めていただく国保税などで医療費の支払いをし、国保事業の健全な運営を行います。笠岡市では、平成十六年六月末現在で12,090世帯、21,937人（総人口の37.7%）が加入しています。

## 国保を支える国保税

国保の資格を得ると、国保税を納める義務が生じます。

## 国保に加入するのはこんな人

- お店などを経営している自営業の人



- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに入っていない人
- 外国人登録を行っていて、一年以上日本に滞在するものと認められた外国人

